

●申し込み・問い合わせ／健康づくり  
係 ☎53-3333



暮らし

### 6月3日は『測量の日』

測量・地図は私たちの暮らしに深く関わり、国土の整備や地震予知などに重要な役割を果たしています。

測量は皆さんに必要な基礎情報を提供していますが、その特質および重要性が十分認識されず、未だに測量の基盤点や境界杭が消失するなどの問題も生じています。この機会に皆さんの理解と関心をいただければと思います。

なお、町では来年に地図展を開催したいと考えています。古い地図や市街図、測量に関する写真などを保管していらしたらご連絡願います。

また、測量の日を記念して6月3日(水)から役場建設課において都道府県別47ピースパズルを一人1枚贈呈します。

(先着順・35枚)

●問い合わせ／  
用地地籍係 ☎内  
線 278-280



福祉

### 障がい者福祉計画を一緒に作りましょう

町では、希望するすべての障がい者が地域の中で共に暮らせる社会を目指し『障がい者福祉計画』を策定します。

町民の皆さんの協力を得ながら、地域における生活の支援体制の整備や自立と社会参加の促進など、取り組まなければならない課題を検討し計画を策定するために、計画策定に携わりたい町民の人を募集します。詳しくはお問い合わせください。

●募集人数／2人程度

●締め切り／6月15日(月)

●問い合わせ／障害福祉係 ☎53-3333



### 戦没者のご遺族に特別弔慰金が支給されます

公務扶助料や遺族年金等を受けていた人が平成17年4月1日から平成21年



### ねんきん定期便について

社会保険庁では、年金記録を定期的に確認いただくために、4月から国民年金・厚生年金の現役加入者の人の誕生日に『ねんきん定期便』を送付しています。

『ねんきん定期便』で確認できることは次のとおりです。

▽これまでの年金加入期間(共済組合期間は除く)

▽加入実績に応じた年金見込額

▽年金加入履歴(共済組合期間は除く)

▽これまでの保険料納付額

▽国民年金保険料の納付状況

▽厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況

また、ねんきん定期便は2色の封筒により送付しています。

▽オレンジ色の封筒↓年金記録にもれや誤りのある可能性の高い人

3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権がない場合、第九回特別弔慰金として額面24万円、6年償還の記名国債がご遺族お一人に支給されます。支給については要件がありま

すので、詳しくはお問い合わせください。

●請求期間／平成24年4月2日まで(請求期間が過ぎると時効により権利が消失し特別弔慰金を受けることができません)

●問い合わせ／社会児童係 ☎53-3333

学校教育

### 教科書について考えてみませんか

教育委員会では、町内の児童生徒が使用している教科書や全国の小中学校で使用されている教科書の展示会を行います。

この機会に、子どもたちの教科書について考えてみませんか。

●期間・場所／▽6月19日(金)から7月2日(木) 厚岸情報館

▽7月3日(金)から10日(金) 役場町民ホール

●問い合わせ／教育委員会学校教育係 ☎内線 355-357



温水プール

### 水泳教室に参加しませんか

【幼児(年長)水泳教室】

水慣れ遊びを中心に、キックや浮きかたなど泳ぎの基礎を指導します。

▽日時／6月17日から7月15日の毎週水曜日、A班15時から15時45分・B班16時から16時45分(全5回)

▽対象者／来年度就学予定の町内幼児(年長)

▽定員／先着各15人

▽参加料／無料

▽募集期間／6月9日(火)から16日(火)

## 公的年金から住民税が特別徴収される人にも納付書が届きます

広報あつけし3月号で、65歳以上の公的年金受給者にかかる個人住民税の納付方法の変更等についてお知らせしました。

今月、納付書を送付するにあたり、個人住民税の主な納付方法をお知らせします。

### ケース1

平成21年4月1日現在、年齢が65歳以上の公的年金受給者で、公的年金にかかる個人住民税の納税義務がある人は、『公的年金からの特別徴収の対象』となる人ですが、6月から9月までの期間は、年税額の2分の1相当額を納付書により納めていただくこととなります。

なお、10月以降は公的年金から個人住民税が特別徴収されます。(次に該当する場合は、10月以降も納付書で納めることとなります)

▽老齢基礎年金等の給付額が年額18万円未満の場合

▽当該年度の特別徴収額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える場合

▽介護保険料を年金から特別徴収されていない場合

### ケース2

給与所得と年金所得があり、これまで給与から個人住民税が特別徴収されていた65歳以上の人も、年金所得にかかる個人住民税は、6月から9月までの期間は、納付書により納めていただくこととなります。

なお、ケース1と同様に特別徴収の対象となる場合は、10月以降は公的年金から特別徴収されます。(給与所得にかかる個人住民税はこれまでどおり給与から特別徴収されます)

### ケース3

65歳未満で給与所得と年金所得がある人は、この制度の実施に伴い、年金所得にかかる個人住民税は65歳に到達し特別徴収の対象となるまでは、納付書により納めていただくこととなります。(給与所得にかかる個人住民税はこれまでどおり給与から特別徴収されます)